

## 共催・後援許可基準

平成 24 年 12 月 1 日制定

### 【1】共催許可基準

- ① 地方公共団体又は公共的団体が主催し、広く陸上競技愛好者を対象として行われる公益的事業であること。
- ② 広く陸上競技愛好者を対象として、公的団体若しくは、公共的団体が実施又は後援している場合で、公益性が高く金銭的に参加者に負担を掛けさせない事業であること。
- ③ 原則として「名義貸し」として事業実施に伴う賠償責任を問わないものである。

### 【2】後援許可基準

- ① 申請団体の実施しようとする事業等に係る取り決め(実施要綱)を有し、かつ代表者(責任者)が明らかにされていること。
- ② 共催の要件①及び長野陸上競技協会加盟支部又は加盟団体に該当する事業であること。
- ③ 原則として「名義貸し」とし、事業実施に伴う賠償責任を問わないものである。

### 【3】前各号の規定にかかわらず、次に掲げるものは許可しないものとする。

- 1、営利を目的としているもの
- 2、宗教的であるもの
- 3、政治活動につながるもの
- 4、参加されるものが不当に差別されるもの
- 5、特定の商品、商社、人等の普及、宣伝、売名等のためのもの
- 6、事業終了後も引き続き、長野陸上競技協会・加盟支部・加盟団体及び会長の責任が問われると認められるもの

### 附則

この許可基準は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。